いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

釧路町立富原小学校 令和5年(2023年)4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」(以下、法という。)の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について(法には次のとおり定められています。)

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

いじめ とは?

心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネット上も含める)

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか? 考えてみましょう!!

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- •「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合も あるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当す るか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

富原小学校 いじめ防止基本方針 (概要) 全文は学校 HP を

御覧下さい。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害 し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、児童生 徒の命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめだと思われたら「連携(学校内外)」「適切」「迅速」に対処する 責務を負う。

富原小 いじめ対策委員会 の役割や活動

(1)構成員

- I 校長 2 教頭(委員長) 3 主幹教諭 4 生徒指導部長 5 養護教員 6 SC 7 SSW 8 学年主任
- (2)基本的施策

富原小として、『早期発見』『指導・支援』『予防・開発』の3点についてのシステムを構築する。また、教職員の「資質向上」を目的とした『いじめ未然防止モデルプログラム』を作成し、共通の理念や対応スキルを持てるようにする。

本校の いじめ未然防止 モデルプログラム の活動

教師が主体となる『居場所づくり』、児童が主体となる『絆づくり』、いずれかが主体となる『環境づくり』に積極的に取り組みます。学習活動や児童会活動、家庭や地域と連携した体験活動等を関連付けて、いじめの未然防止に取り組みます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和5年度の釧路町立富原小学校のいじめ防止等の対策のための窓口は、主幹教諭の黒滝です。 連絡先0154-36-3396(学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター(電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター(電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日
		9~12時 12~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
釧路教育局教育いじめ相談電話 (電話)	0154-43-1475	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例 やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果 などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局 生徒指導・学校安全課 Web ページ







子ども相談支援 センターイメー ジキャラクター